

有期雇用職員の待遇が改善されました！

すでにメール等を通じてご存じの方も多いたと思いますが、この8月から、有期雇用職員の福利厚生が改善され、週20時間以上勤務の方に限られるとはいえ、常勤職員と同様に保養施設・レクリエーション施設の利用費の補助が受けられるようになりました。有期雇用職員の賃金・労働条件の改善は組合が長年にわたって継続している基本事項です。また、昨年度の賃金交渉でも、代償措置の一つとしてパートタイム



職員へのボーナス支給を要求しており、使用者側はボーナス支給や2012年度に単年度実施した図書カードの配布に代わる措置として恒常的な福利厚生の改善を約束していました。したがって、今回の保養・レクリエーション施設利用補助の決定は間違いなく組合の要求の成果と言えるでしょう。なにより、当事者である有期雇用職員の皆さんが、常勤職員と同様に少ない負担で映画や展覧会を楽しんだり、保養施設で疲れを癒したりできるようになったことに、組合としてもこれまでの努力が報われる思いですし、共済の補助の対象とならない有期雇用職員の方々の利用料を補助するための資金は、大学が独自に負担するものであり、一つ一つの施設と個別に交渉した努力を考えれば、使用者側の対応にも一定の評価を与えるべきでしょう。

一方、非常に残念なことに、この待遇改善策の使用者側から組合への提示は、新役員による学長懇談の申し入れの際のついでに「情報提供」として行われました。賃金の不利益



変更の違法性を巡る代償措置要求への対応であるにもかかわらず、団交はおろか労使協議も申し入れることもなく、したがって、待遇改善に要する費用試算（代償措置の程度）を示すことも、適用対象職員の条件設定についても組合の意見を一切聞くこともなく一方的に決定しているわけですから、組合の代償措置要求に対して熊大使用者はゼロ回答を続けていると見なさざるを得ません。組合は、今後も有期雇用職員の根本的な賃金・労働条件の改善に向けて要求を継続します。

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No.5
2014.8.18

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>